

生駒市文化財保護条例の一部を改正する条例

生駒市文化財保護条例（昭和54年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○お問い合わせ先 生涯学習振興課文化振興係（内線646）